一般競争入札の施行について(公告)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「令」という。)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

岡山市長 大森雅夫

1 入札に付する事項

1	件名	スマートバス停 (時刻表・接近情報等表示用サイネージ) その2
2	納入場所	岡山市内指定箇所
3	納入期間	令和8年3月31日まで
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受理した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	バス停デジタルサイネージ 3台 ※設置、配線等の接続作業を含む (詳細は仕様書を参照のこと)
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)により行うこと。

2 入札等の手続きに関する事項

1 公告期間 公告日から開札日まで 入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品] (契約課発注)」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。 3 仕様書閲覧場所 公告日から開札日まで 人札・契約ホームページに掲載する。 4 仕様書閲覧場所 入札・契約ホームページに掲載する。 5 仕様書取得期間 公告日から開札日まで (公告日から開札日まで) 人札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。		- 2 - 八礼寺の十続さに関りる事項 			
2 公告方法 約課発注)」⇒ 「一般競争入札一覧」に掲載する。 3 仕様書閲覧期間 公告日から開札日まで 4 仕様書閲覧場所 入札・契約ホームページに掲載する。 5 仕様書取得期間 公告日から開札日まで 6 仕様書取得方法 入札・契約ホームページからダウンロードし,取得すること。 7 仕様書質問期間 公告日から 令和7年10月28日(火)午後4時まで 質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし,件名に「入札質問(スマートバス停)」と明記すること。電話・郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。確認先 086-803-1376 交通政策課 8	1	公告期間			
4 仕様書閲覧場所 入札・契約ホームページに掲載する。 5 仕様書取得期間 公告日から開札日まで 6 仕様書取得方法 入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。 7 仕様書質問期間 公告日から 令和7年10月28日(火)午後4時まで 質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問(スマートバス停)」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。確認先 086-803-1376 交通政策課 8 仕様書質問提出先 野市整備局 都市・交通部 交通政策課 Eメールアドレス koutsuuseisaku@city.okayama.jp FAX 086-234-0435 10 仕様書回答掲載期間 令和7年10月29日(水)午後4時から 開札日まで 11 仕様書回答掲載場所 入札・契約ホームページ内に掲載する。	2	公告方法			
5 仕様書取得期間 公告日から開札日まで 6 仕様書取得方法 入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。 7 仕様書質問期間 公告日から 令和7年10月28日(火)午後4時まで 質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問(スマートバス停)」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 確認先 086-803-1376 交通政策課 9 仕様書質問提出先 Eメールアドレス koutsuuseisaku@city.okayama.jp FAX 086-234-0435 10 仕様書回答掲載期間 令和7年10月29日(水)午後4時から 開札日まで 11 仕様書回答掲載場所 入札・契約ホームページ内に掲載する。 12 入札方法 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。※電子入札システム・列門本を確認するとと、 13 入札受付開始日時 令和7年10月29日(水) 午後4時 14 入札受付締切日時 令和7年10月29日(水) 午後4時 15 開札日時 令和7年10月31日(金) 午後4時 16 開札日時 令和7年10月31日(金) 午後4時 17 別札日時 令和7年10月31日(金) 午後4時 18 別札日時 令和7年11月4日(火) 午前9時0分	3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで		
6 仕様書取得方法 入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。 7 仕様書質問期間 公告日から 令和7年10月28日(火)午後4時まで 質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問 (スマートバス停)」と明記すること。電話、郵送又は持参によるもの は受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。確認先 086-803-1376 交通政策課 都市整備局 都市・交通部 交通政策課 Eメールアドレス koutsuuseisaku@city.okayama.jp FAX 086-234-0435 10 仕様書回答掲載期間 令和7年10月29日(水)午後4時から 開札日まで 11 仕様書回答掲載場所 入札・契約ホームページ内に掲載する。 ス札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」(以下「共通事項」という。)2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。※再入札をする場合は、第1回目の開札目の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2−15に定める開札目時後に、電子入札システム・圏上で再入札の有無を確認すること。 13 入札受付開始日時 令和7年10月29日(水) 午後4時 14 入札受付締切日時 令和7年10月31日(金) 午後4時 15 開札日時 令和7年10月31日(金) 午後4時	4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。		
7 仕様書質問期間公告日から 令和7年10月28日(火)午後4時まで 質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問(スマートバス停)」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 確認先9 仕様書質問提出先都市整備局 都市・交通部 交通政策課 Eメールアドレス koutsuuseisaku@city.okayama.jp 	5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで		
### 2015 日間は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問(スマートバス停)」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 確認先 086-803-1376 交通政策課 都市整備局 都市・交通部 交通政策課 Eメールアドレス koutsuuseisaku@city.okayama.jp FAX 086-234-0435 10 仕様書回答掲載期間 令和7年10月29日(水)午後4時から 開札日まで 入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」(以下「共通事項」という。)2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目開札目の午後4時までに再入札を受け付け、同時製以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札目時後に、電子入札システム「岡山市・物品、役務→電子入札システムー調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。 13 入札受付開始日時 令和7年10月29日(水) 午後4時 令和7年10月31日(金) 午後4時 令和7年10月31日(金) 午後4時 ○和7年11月4日(火) 午前 9時 0分	6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。		
8 仕様書質問方法	7	仕様書質問期間	公告日から 令和7年10月28日(火)午後4時まで		
9 仕様書質問提出先 Eメールアドレス koutsuuseisaku@city.okayama.jp FAX 086-234-0435 10 仕様書回答掲載期間 令和7年10月29日(水)午後4時から 開札日まで 11 仕様書回答掲載場所 入札・契約ホームページ内に掲載する。 入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」(以下「共通事項」という。)2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 12 入札方法 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2−15に定める開札目時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。 13 入札受付開始日時 令和7年10月29日(水) 午後4時 14 入札受付締切日時 令和7年10月31日(金) 午後4時 15 開札日時 令和7年11月4日(火) 午前9時0分	8	仕様書質問方法	(スマートバス停)」と明記すること。電話,郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。		
11 仕様書回答掲載場所 入札・契約ホームページ内に掲載する。 入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」(以下「共通事項」という。)2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札目の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2−15に定める開札目時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム」調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。 13 入札受付開始日時 令和7年10月29日(水) 午後4時 14 入札受付締切日時 令和7年10月31日(金) 午後4時 15 開札日時 令和7年11月4日(火) 午前 9時 0分	9	仕様書質問提出先	Eメールアドレス koutsuuseisaku@city.okayama.jp		
12 入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」(以下「共通事項」という。)2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札目の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2−15に定める開札日時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム」で再入札の有無を確認すること。 13 入札受付開始日時 令和7年10月29日(水) 午後4時 14 入札受付締切日時 令和7年10月31日(金) 午後4時 15 開札日時 令和7年11月4日(火) 午前 9時 0分	10	仕様書回答掲載期間	令 和 7 年 10 月 29 日 (水)午後4時から 開札日まで		
という。) 2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 12 入札方法 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。 13 入札受付開始日時 令和7年10月29日(水) 午後4時 14 入札受付締切日時 令和7年10月31日(金) 午後4時 15 開札日時 令和7年11月4日(火) 午前9時0分	11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。		
14 入札受付締切日時 令和7年10月31日(金) 午後4時 15 開札日時 令和7年11月4日(火) 午前 9時 0分	12	入札方法	という。) 2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は,第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け,同時刻以降に開札を行うので,入札者は2-15に定める開札日時後に,電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認		
15 開札日時 令和7年11月4日(火) 午前 9時 0分	13	入札受付開始日時	令和7年10月29日(水) 午後4時		
	14	入札受付締切日時	令和7年10月31日(金) 午後4時		
16 開札場所 岡山市役所(本庁舎) 5 階入札室	_	, , , , , ,	令和7年11月4日(火) 午前 9時 0分		
	16	開札場所	岡山市役所(本庁舎) 5 階入札室		

17	参加資格確認申請書類	開札の結果,「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者(以下「確認対象者」という)は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。 <添付書類> ① 指名停止等措置状況調書 ② 納入物品明細書 申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。
18	参加資格確認申請書類 提出方法	確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請(スマートバス停)」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話(TEL 086-803-1156)し、資料の到達確認を行うこと。 ※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。
19	参加資格確認申請書類 受付期間	令和7年11月6日(木)午後5時15分まで (岡山市の休日を定める条例に定める市の休日(以下「休日」という。)を除く。) ※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。
20	参加資格確認申請書類 受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」 1 のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種(大分類) 指定なし
4	営業所所在地要件	市内業者、市内扱い業者、準市内業者又は市外業者
5	その他	仕様を満たす物品を納入できること

4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜きの総額
2	同等品申請について	・参考製品以外の製品で見積もる場合は、仕様書質問期間内に、公告文2-8、2-9に示す方法で申請を行うこと。 ・ 回答は入札・契約ホームページに掲載する。

物品の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「規則」という。)第2 条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に 基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品(原材 料を含む)」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保(以下「指名停止等」という。)期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム(以下「電子入札システム」という。)で使用することができる電子的な証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) I Cカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合 (I Cカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。)には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱(以下「電子入札実施要綱」という。)に定める様式第1号:書面入札参加承認申請書(入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。)を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がI Cカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、I Cカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
 - ① 災害,盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要な I Cカードが使用できなくなった場合。
 - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3) の場合において、入札参加者は入札書(入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報[物品](契約課発注)に掲載。)に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印(押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。)したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること(入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。)。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額(書面による入札参加者は、入札書に記載された金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録(書面による入札参加者は、入札書に記載)すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、 くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、 入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入(「000」は記入できない。)すること。 なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を 「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。ただし、開札予定日時までに契約課に所定の入札(見積)書錯誤届を提出し、本市が錯誤と認めた入札書は無効とする。

- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札(以下「再入札」という。)を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)~(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書(以下「有効入札書」という。)を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において,有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し,有効入札書を提出した者がない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの(以下「最低価格入札者」という。)を参加資格の有無の確認(以下「参加資格の確認」という。)を行う対象者(以下「確認対象者」という。)とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において,同一価格で入札した者(以下同一価格入札者)という。)が2人以上あるときは,電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は,次のとおりとする。
 - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順(電子入札システムサーバー受信時刻順)に 0 から番号を付す。
 - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着 ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁(以下「決定くじ番号」という。)を算出する。 なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字と し、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
 - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と,①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し,該当するものがいなくなった後は,小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退し

たものとみなす。

(3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限である I Cカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項 まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札書に記名押印がない入札
 - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する 入札
 - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
 - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
 - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者(当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。)
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第 2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。(この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後(休日を除く。)の午後5時15分までとする。)

- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2) \sim (6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記 7 (1)~(7) の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者(以下「資格確認者」という。)を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者とすることができるものとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札 結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由 もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後,落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金が必要 詳細内容は、別紙1のとおり

11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並び に一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおい て閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等 一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

※お問い合わせ先

- ○パソコン,電子入札システムの操作方法に関すること 岡山県電子入札共同利用へルプデスク 電話 (0120) 432-198 (直通)
- ○ICカード及びICカードリーダーに関すること コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。
- ○入札,契約について

岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階

岡山市財政局財務部契約課 電話(086)803-1156(直通)

1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

納入金額

見積もった契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。)の100分の5以上の額を納付してください。(入札保証金に代わる担保として, *1銀行又は市長が確実と認める金融機関(以下「金融機関等」という。)の保証を提供することができます。)

② 納入方法

契約課で発行する納入通知書(納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください)で納付し、開札日の前日(休日を除く。)午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。(入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日(休日を除く。)午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。)

2 契約保証金について

契約締結に当たっては、**契約保証金**が必要です。次の①~③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

	保証の方法	提出していただく書類
1	債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証	当該保証に係る保証書
	する*1銀行又は市長が確実と認める金融機関の	
	保証	
2	債務不履行により生ずる損害をてん補する履行	当該履行保証保険に係る証券
	保証保険契約(定額てん補特約方式に限る。)の	
	締結	
3	契約保証金の納付	契約保証金に係る領収書及び
	(納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ	その表裏の写し
	契約課に連絡してください)	

^{*1}銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

納入方法

契約課で発行する納入通知書(納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください)で納付し、その*2契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください(契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。)。

^{*2}契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

再入札の実施について (お知らせ)

1回目の入札で有効な入札書を提出した方がない (許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない)場合は, 2回目の入札(再入札)を行います。

- ○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件 一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書(メール)を発行し ます。
- ○再入札に参加できる方は、1回目の入札参加者に限ります。
- ○再入札をする場合は、1回目の入札の開札日の午後4時までを入札受付時間とし、同日午後4時以降に開札を行います。
- ○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、 「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様 向け操作マニュアル 一般競争入札 (オープン方式)」をご覧ください。

スマートバス停(時刻表・接近情報等表示用サイネージ) その2 仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、公共交通の利用者に対してわかりやすい運行情報を提供するため、路線バスの GTFS データを活用し、時刻表やバス接近情報をリアルタイムで表示できる、バス停デジタルサイネージ(以下:「スマートバス停」という)の調達について、必要な事項を定める。
- 2 調達するスマートバス停のサイズ、台数、納品場所、規格等は以下の表 1、表 2 の通りとする。なお納品時には発注者の指示する指定の位置へスマートバス停の設置作業並びに、スマートバス停の稼働に係る配線等の接続作業を行うこととする。なお、スマートバス停の設置及び稼働に必要な基礎金具や付属品は受注者が全て製造することとするが、スマートバス停の設置に先立つ埋設基礎金具の設置及び稼働に関するための電源設置の工事は発注者が行うこととする。。

			,	
No	納品場所	本体タイプ	台数	設置方法
1	西大寺バスセンター	1	1	アンカー設置
				※床面レベルにあわせ
				た据付作業を含む。
2	北長瀬駅	2	2	埋設基礎金具

表1 スマートバス停(納品場所・本体タイプ・台数・設置方法)

	悪り	スマー	トバス倬木休々ィ	プ別の各種仕様
--	----	-----	----------	---------

	①	2
液晶サイズ	55 インチ	32 インチ
表示寸法	680×1210mm 程度	390×700mm 程度
$(W \times H)$		
解像度	1080×1920px 以上	1080×1920px 以上
$(W \times H)$		
筐体寸法	$970\!\times\!2180\!\times\!160\mathrm{mm}$	$520\times1800\times180\text{mm}$
$(M \times H \times D)$	程度	程度
設置場所	屋外自立	屋外自立
環境温度	-30~50℃程度	-30~55℃程度
環境湿度	20~80%程度	20~90%程度
	(結露無き事)	(結露無き事)
定格電力	500W 程度	350W 程度

- 注1) ①については液晶保護の機構を備えること(アクリル保護パネル等)
- 注2) ①~③については、設置にかかる基礎金具等も含めて調達するものとする。
- 3 納品・設置作業の日時については、発注者と事前に調整を行うこと。
- 4 受注者は、全てのスマートバス停の製作及び設置において関係法令及び規格等を遵守すること。

- 5 受注者は、発注者が管理するスマートバス停数の増加並びに移設の可能性があることを考慮 すること。
- 6 受注者は、契約後 20 日以内に発注者と調達方法の細部について打合せを行い、打合せ後 10 日以内に、その内容についての記録を提出すること。なお、打合せ後、仕様に係る付属品及び装備品等に型式、形状等の改良、変更が生じた場合には、同等品以上の製品により代替可能とするが、製品、資料等を提示するとともに、事前に発注者の了承を得ること。

第2 提出書類及び検査

- 1 受注者は、スマートバス停の製作に先立ち、仕様にかかる次の関係図書を発注者に提出し、 担当者の承認を得ること。提出部数は各2部とし、1部は承認した旨を付して受注者に返却す るので、製作の過程における基礎資料とすること。
- (1) スマートバス停仕様書
- (2) 工程表
- (3) 付属品・装備品及びその取付配置図
- (4) その他、発注者が指示するもの
- 2 本仕様書及び承認図書に基づく過程において、進行に伴う諸般の事由により不具合が生じた 場合は、その内容を速やかに発注者に連絡し、担当者の指示に従うものとする。なお、変更に 係る内容等については、双方が協議の上、確認書等を取り交わし誤りのないようにすること。
- 3 受注者は、発注者立会いのもとに完了検査を行うものとする。スマートバス停設置完了後、 一定期間の動作検査のための期間を設けること。また検査に必要な設定変更、データ作成など を実施すること。
- 4 受注者は、完了時に完了報告書類のほかに、次のものを提出すること。
- (1) スマートバス停全体像の設置写真(カラー)

	ア	斜め(概ね 40 度)からの前後の左右面	各1枚
	1	両側面及び前後	各1枚
	ウ	設置状況写真	各1枚
(2)	スマ	アートバス停本体、付属品及び装備品の取扱説明書	各1部
(3)	シフ	ステム設定設計書	各1部
(4)	設置	置および稼働テスト結果報告書	1部
(5)	納品	品書及び内訳書	各1部
(6)	設置	置に係る構造計算書	各1部
(7)	本位	4保証書、その他受注者が必要とするもの	必要数

第3 スマートバス停本体に求める要件

1 基本要件

(1) スマートバス停本体は、(2) 以降の各種要件を満たすこととする。ただし、製作に着手する以前に筐体等が改良変更された場合には、新規のものを採用することとする。なお、本体に付属する取付金具等は、メーカーの標準装備品とする。

<想定する製品>

【メーカー】YE DIGITAL:【製品】スマートバス停 (Type-A, Type-B) ※同等品可

(2) スマートバス停には、STBを含むものとし、以下の要件を満たすこととする

OS	Windows10以上 64bit版
	(サポート期限が導入時から5年以上のもの)
CPU	2コア 2.5GB 相当以上
メモリ	4GB 以上
ストレージ	64GB 以上
グラフィックス	第 10 世代インテル UHD グラフィックス 相当以
	上
クーリング	ファンレス構造 (ヒートシンク方式等)
インターフェース HDMI×1、USB×1、Ethernet×1 以上	
	ステレオオーディオ出力 (オーディオ端子)
通信	LTE 通信対応 ※別途通信ルータ準備でも可
電源	AC100V
使用温度範囲	-10°C∼45°C
使用湿度範囲	20%~95%

- (4) 法令を遵守する製品であること(電波法、電気用品安全法等)。
- (5) 屋外タイプは IP54 相当以上の防水防塵性能を備えること。
- (6) 屋外タイプは法日中帯明るい場所で視認できる輝度(最大 2500cd 相当)を備えることとし、屋内タイプは日中のオープンスペースでの明るさの場所で視認できる輝度を備えること。
- (7) 音声出力のための機能を有すること。
- (8) 屋外タイプは発生した熱を外部へ排出する機構を備えるなど液晶ブラックアウト対策を 備えること。
- (9) 夜間帯、輝度を自動調整する機能を備えること(原則 1,200cd 程度)。
- (10)屋外タイプは、乗り場案内、発着バス路線の案内など、バス停に付帯する情報(ロゴ、 ピクトグラム、QR コード、短い文字列など)を装飾できるスペースを有すること。
- (11)連携するシステムとの無線による通信機能を備えること。
- (12) 通信途絶など、不慮の障害が発生した場合、指定画像での差替え表示など、単純なエラー表示とならないような代替表示機能を備えること。
- (13) 設置箇所での周辺環境/設置条件(バス乗降スペースの確保、バスシェルターの有無、地中状況など)に配慮した筐体形状とすること。
- (14) 電源はAC 100V-110V程度とする。
- 2 スマートバス停の管理に関する要件
 - (1) スマートバス停の定期リブート時間を遠隔設定できる機能を有すること。
 - (2) スマートバス停のディスプレイ点灯・消灯時間を遠隔設定できる機能を有すること。
 - (3) 個別にスマートバス停の稼働状況(筐体内温度、電波強度、CPU、メモリ、ネットワーク 負荷、ディスク、イベント等)を遠隔で把握できる機能を有すること。
- 3 通信不可時の時刻表データ管理に関する要件
 - (1) 端末側から通信が不可な状況になった場合に備え、端末側に常時7日分以上の時刻表表示が可能なデータを保有させる機能を有すること。

第4 スマートバス停に求める表示機能

- 1 表示機能の連動
 - (1) 別紙1に示す「統合時刻表」や「配信掲示物」を提供するクラウドサービス及び「接近情報」を提供するシステムとの連動が可能な表示機能を有すること。※別紙1参照
- 2 統合時刻表の表示 ※別紙2参照
 - (1) 配置するバス停ごとに異なる複数の乗入バス会社の時刻表を統合した統合時刻表を表示できる機能を有すること。
 - (2) 時刻表の該当時刻を目立たせて表示する機能を有し、市民に分かりやすいバス案内を提供 すること。
 - (3) 乗継拠点では、発注者の指定する路線の区分分け表現が可能なこと。
 - (4) 当日および当日以外の時刻表の表示が可能なこと。
- 3 接近情報の表示 ※別紙2参照
 - (1) 配置するバス停ごとに異なる複数の乗入 バス事業者のバス接近情報を統合した統合接近情報を表示できる機能を有すること。
 - (2) 配置箇所の利用想定者に必要な情報を提供するため、それぞれ適した形式での接近情報 表示が可能なこと。(単一バス停だけでなく、ターミナルの総合案内表示など)
- 4 配信掲示物表示 ※別紙2参照
 - (1) 配信掲示物として静止画 (PNG、JPEG、GIF、TIFF、BMP、PDF) および動画 (MP4) の配信 再生が可能であること。
 - (2) 1ファイルあたり静止画 5MB/動画 20MB の配信再生が可能であること。
 - (3)循環表示するコンテンツの設定が可能であり、表示順番・再生時間・音量を指定できる機能を有すること。
 - (4) 文字テロップの配信再生が可能であること。
- 5 緊急時掲示物対応
 - (1) 緊急時掲示物を全面表示できる機能を有すること。

第5 スマートバス停導入に係る各種設定と設置条件

- 1 スマートバス停設置に当たっては、事前に設置現地の整備業務との作業日時、作業内容を調整の上、作業計画書を作成し、発注者に承認を得ること。
- 2 作業実施において必要となる道路使用許可等については、作業開始前までに取得し、発注者 に報告すること。また、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- 3 設置作業はバス運行が既に行われている箇所については、バス運行に支障を与えないよう考慮すること。
- 4 スマートバス停の動作(画面表示、遠隔監視/制御)のための各種設定を行うこと。
- 5 スマートバス停の設置および電源の本体への接続作業を行い、動作確認を行うこと。
- 6 動作設定に関する設定を記載した設計書等、設置作業における作業工程写真、および設定通りに正常動作することを確認した稼働テスト結果報告書を作成すること。

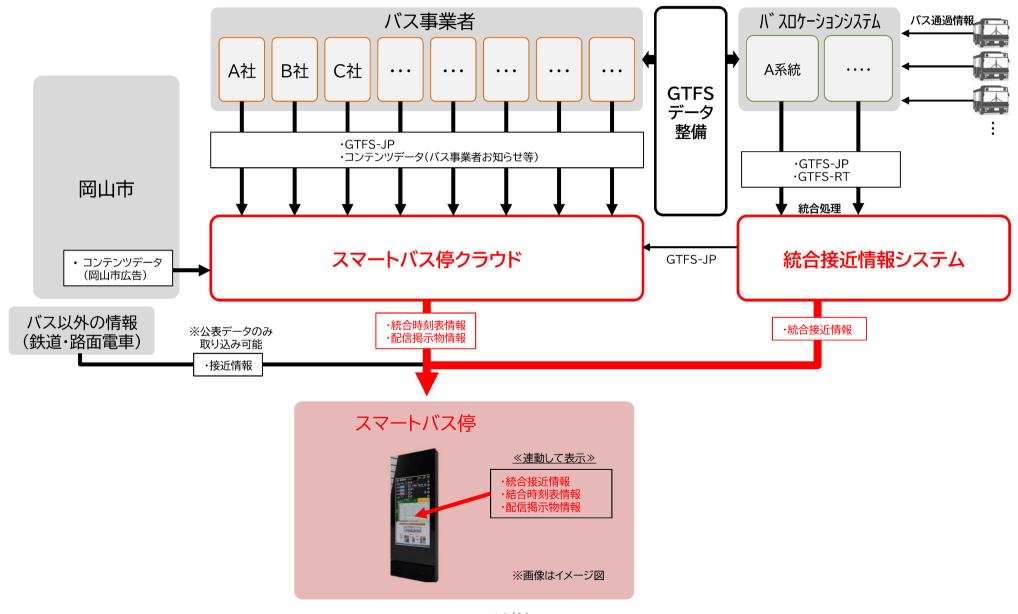
第6 補則

1 保証期間は納入日から1年間(付属品等で、保証期間が1年よりも長期設定されているものについては、その期間とする。)とする。ただし、受注者の設計、使用資材等における不備・欠陥、これらに起因する故障、破損等の一切は、この限りではない。

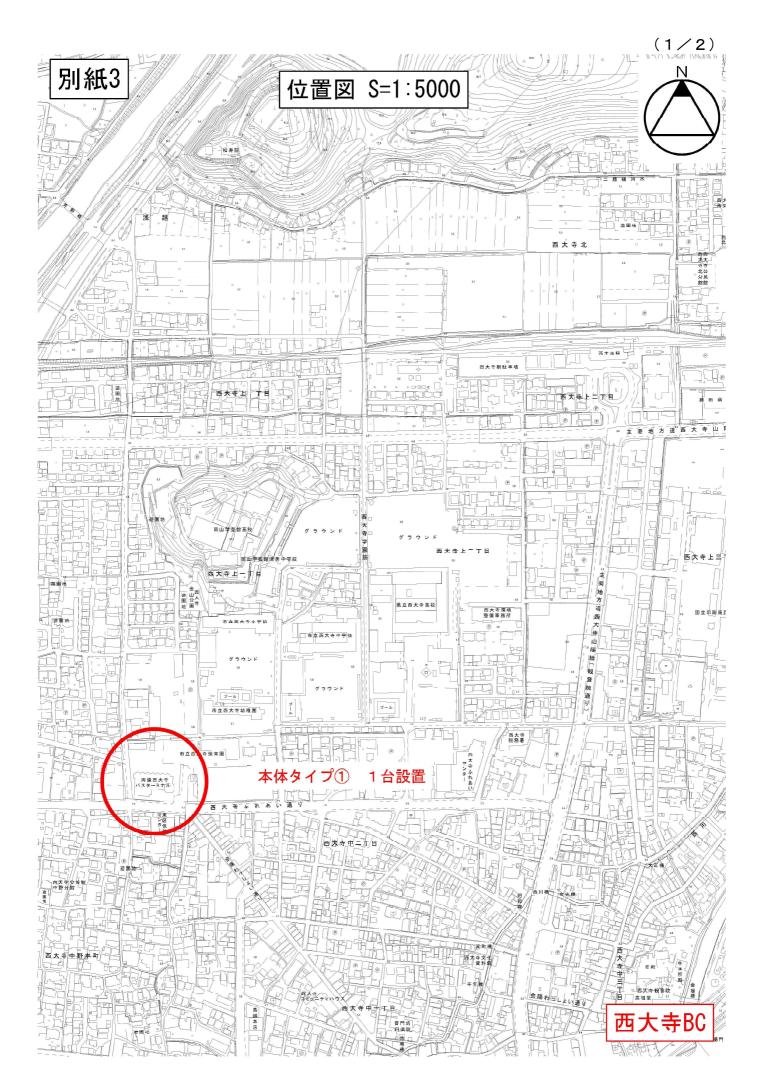
- 2 納入期限については、令和8年3月31日(火)までとする。
- 3 納入場所は、岡山市内(発注者の指示するところ ※別紙3参照)とする。
- 4 受注者は、発注者及び使用者(バス事業者)に対し、運用するための操作・技能についての説明を行い、故障時に対する提言と点検整備に必要な情報を提示すること。
- 5 担当者 交通政策課地域公共交通推進室 担当 秋永・山縣 (086-803-1376)

※参考製品以外の製品で見積もる場合は、公告文に示す仕様書質問期間内に仕様書質問方法(FAXまたはEメール)によりカタログ等添付の上、同等品認定を申し出ること。定価、形状、機能など検討の上、採否を認定します。後継製品で見積もる場合においても同様に提出・承認を受けること。(必要に応じて担当者までカタログ・見本等を持参することを可とする。)

回答は、入札・契約ホームページに掲載する。









一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 商号又は名称 代表者名

(EII)

令和7年10月20日 付けで公告のあったスマートバス停(時刻表・接近情報等表示用サイネージ)その2 に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社(者)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

指名停止等措置状况調書

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者名

岡山市以外の公共機関 から指名停止,指名留 保等の措置を受けてい るかどうか

措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公	共	機	関	名	
措	置		期	間	
措	置		理	由	
そ		の		他	

注1) この調書は、今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとと もに、その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは、速やか に必要事項を記載して届け出てください。

納入物品明細書

令和 年 月 日

申請者 住 所 ^{商号又は名称} 代表者名

納入する物品の明細については,以下のとおりです。

スマートバス停(時刻表・接近情報等表示用サイネージ)その2

(消費税又は消費税相当額を除く)

品名	メーカー、製品名、型番等	単価	数量	金額
①液晶サイズ 55インチ			1	
②液晶サイズ 32インチ			2	
合計(=入札金額)				